

## 本号の内容

\*一時金6月末支給が不可能になった経緯を組合員・非組合員のみなさまに急ぎお知らせいたしたく、  
本号は非組合員のみなさまにもお送りしております。

6月28日団交報告

入試手当妥結のお知らせ

2011連合夏ハイイク参加者募集「美術館から屋形船へ—涼を求める小さな旅—」

キャンパス署名集約状況報告

参加者募集！第22回全国私大研究集会（8/6～8 サンポートホール高松）

### 2011 年度春闘第 2 回団体交渉 (6 月 28 日) 報告

## 一時金 6 月末支給が学園の失態で見送りに： 春闘交渉における不誠実な学園側の対応に抗議し、 謝罪を引き出す

6 月 28 日 (火)、18:30 から 2011 年度春闘第 2 回団体交渉が行われた。組合連合からは委員長以下 8 名が、理事会側からは事務局長、学務局長、財務部長、総務部長、人事課長以下人事課職員計 4 名の合計 8 名が出席した。

### ■団交開催までの経緯

まず、この団交が開催されるまでの経緯を以下に記す。

大東文化学園教職員組合連合は 4 月 22 日に春闘要求書を提出すると同時に、団体交渉の申し入れを例年通り行った。4 月中ないしは 5 月の第一週に最初の説明団交を行うよう要請したものであった。この説明団交は連休明けの 5 月 10 日 (火) に開催され、組合側の今年度要求の重点項目を中心に概略を説明した。

その後、学園側からの回答についての連絡は全くなされなかった。組合側から 6 月 8 日に督促をしたところ、回答は 6 月 13 日から 20 日までの間になる見込みと言う返答を得た (『桐』1039 号参照)。『桐』でも触れたように、一時金に関わる交渉が一回で妥結に至れば 6 月支給が辛うじて可能な日程であるにもかかわらず、その後も学園側からの連絡はなかった。組合としては 6 月 15 日付けで、しかも注釈に、一時金の 6 月末支給に向けて開催日を至急、調整するようにと特別に記して要請したが、学園側からの返事は 6 月 20 日の事務レベル非公式協議申し入れでしかなかった。

事務レベル非公式協議において林総務部長からは「一時金のことはいいのかな、と思いながら、回答締め切り日が 6 月 24 日となっていたため、それに合わせて回答を準備していた」という驚くべき発言がなされた。昨年度の団交に出席し続け、夏の一時金支給日に関わる長年の労使慣行を熟知しているはずの総務部長の認識として、ありうべからざるものである。全項目に対する回答最終期限の設定は昨年度と同様 (昨年度は 6 月 25 日) であり、これは「団体交渉の場で特段の協議の対象とならない項目を含め」た全項目に対する回答期限 (2011 年春闘要求書参照) である。一時金を含む重点項目に関する回答と団体交渉が一時金 6 月末支給をめざして最終回答期限日以前に数回行わ

れるのがこの間の労使間交渉の慣行であり、これが前提となった最終期限設定であることも前年度と全く同様である（昨年度は5月21日、6月9日・14日・21日に団交開催）。総務部長の発言と姿勢は、突然いともやすやすとこの労使間交渉の慣行を踏みにじったと解釈せざるを得ず、深い失望と不信感を禁じ得ないものであった。

一時金のみならず、計画停電に伴うアルバイト職員への休業補償についても、同様、非常に不誠実な対応がこの間見られた。（5月10日の説明団交の折に、計画停電によるアルバイト職員への賃金の支払い（計画停電の時間帯を除いた勤務時間につき6割を支払うという休業補償）について、理事会の実務担当者が「5月分の給与に含めて支払います」と明言したにもかかわらず、5月分の給与には、この休業補償が含まれていなかった。そのため、人事課長に確認したところ、休業補償に関する申請書が提出されていないので支払わなかったという。しかし学園側は、申請書を提出しなければならないことを当事者たるアルバイト職員にはまったく知らせないままであった。団交における理事会側の「支払います」という発言は、内実を伴わない空疎な言葉であったことが明らかとなったばかりか、もし組合の確認がなければ、完全な空手形に終わるところであった（『桐』1039号参照）。こうした対応は働く人への軽視としか言いようのないものではなからうか。

『桐』に「回答未だ示されず」という記事を掲載し、理事長以下団交当事者に配布し、また6月15日に再度、団体交渉の要請をしたにもかかわらず、団交の日程について連絡があったのは6月20日であった。従来までの春闘交渉の経過からしても、こうした事態は異常であり、組合軽視そのものである。いかに業務多端であろうとも、労働者に対する支払い時期と労使間交渉に関わる慣行を一方向的に踏みにじる学園の対応は決して許されるべきではない。

組合側はこれに強く抗議し、早急に団体交渉を開催するように要求し、5月10日の説明団交から7週間目に当たる6月28日ようやく2回目の団体交渉が開催されることになった。以上が団交開催までの経緯である。

### **■計画停電に伴う休業補償の遅れについて理事会側が謝罪**

団交冒頭、事務局長から計画停電に伴う休業補償の遅れについて陳謝がなされ、支払いが7月給与においてなされることが報告された。組合連合が手続きの進捗状況を確認したところ、16人のアルバイト職員から申請があり、支給に向けた手続を進めているとの説明がなされた。

### **■一時金6月末支給の見送りを招いた理事会側の責任を組合連合が追及し、理事会側が謝罪**

前述の非公式会談における総務部長の発言が、個人の「思い込み」にのみ由来するとは考えにくい。昨年度春闘において夏期一時金の6月末支給をめぐるあれほど紛糾した団体交渉の一方の当事者であった理事長と事務局長が、一時金支給日について念頭になかったとは到底思えない。それとも理事会は、組合の春闘要求に関わる団体交渉開催スケジュールについて総務部長に全面的に委ねていたとでも言うのだろうか。あるいは理事会は、夏期一時金の6月末支給をそもそも予定していなかったのだろうか。いずれにせよ組合との交渉のないまま、夏期一時金の6月末支給が不可能となる事態を招来した理事会の責任はきわめて重い。

そこで組合連合は、何故に例年と異なって団体交渉の開催が遅れたのかについて、団交の席上改めて理事会側に説明を求めた。ところが事務局長の回答は非公式会談における総務部長の発言と全く同様であった。しかも、交渉の進め方に関して、説明団交の後に理事会側からの回答がなされた後に実質的な交渉に入るのが正常であるとの認識において理事会側と組合連合側が一致していることも確認された。しかし一方、団交開催を遅らせることによって一時金の6月末支給が不可能となる事態を招いた自らの責任に対する言及が理事会側からは全くなされなかった。交渉の前提が共有できないまま交渉に入ることは困難であると判断し、組合連合はここで休憩を求めた。休憩終了を組合連合が告げた後、交渉の席についた理事会側からこの間の経緯についての謝罪がなされ、これを組合連合が諒として、ようやく実質的な交渉が開始されるに至った。

### **■役職者手当改革：役職ポストの整理・合理化に向けて、今年度中に結論を得るべく理事会が検討に着手**

6月24日付の理事会回答のうち、重点項目についての回答の概略は以下のとおりであった。

- (1) 役職者手当改革について：（期末・勤勉手当加算分に関して、前年度比35%の減額を組合連合が要求したのに対して）20%の減額
- (2) 学生支援への予算配当強化について：大学で検討・議論すべきものとして回答明示せず（項目によってはゼロ回答）
- (3) 非専任教職員の待遇改善
  - ・アルバイト職員の時給アップ要求（現行850円を900円に）に対して、扶養控除限度額を超える年収になる可能性に対する組合見解を尋ねつつ、回答は明示せず。
  - ・非常勤講師給アップ要求に対して、ゼロ回答。
- (4) 一時金について：（一昨年度並み要求に対して）前年度並み（前年度減額分をそのまま維持）

全体として、紋切り型の拒絶以外のメッセージが若干ある点が例年の回答書と多少違っていたが、回答内容は、交渉の誠実性を担保するために組合要求が極小に切り詰められているのに応える姿勢が十分あるとは言い難いものだった。（詳細については次回団交報告と併せてご報告いたします。）

(1) 役職者手当改革について、20%のみの減額とする根拠とともに今後何年間で加算を解消する見通しかを示すよう理事会側に求めたところ、理事会側からは、特に事務役職者の理解が得られにくい現状についての報告があり、中・長期的な見通しを持たずにいる旨が述べられた。前回団交においては、期末・勤勉手当加算分に限らず、その他の踏み込んだ改革を構想している旨が明言されていたため、その進捗状況を連合が尋ねたところ、役職ポストの整理・統合についての検討に着手しており、今年度末までに一定の結論を得るべく進捗に努力する旨が明言された。

(2) 学生支援への予算配当強化について、前年度の一時金削減分の少なくとも3分の1を学生に対する経済的支援に回すことが約束されていたにも関わらず、実施済みのもの、実施予定のものはその3分の1の額に遠く及ばない現状を組合連合が指摘し、具体的な予算配当についての説明を伴う交渉を行うよう求めた。

(3) 非専任教職員の待遇改善について、組合連合がアルバイト職員の時給アップを求める根拠（東京都最低賃金の改正、この間の学外における事務系アルバイト賃金の上昇傾向、他大学アルバイト職員に比して本学アルバイト職員の時給が低いこと、その他）を具体的に挙げ、理事会側に再考を促した。理事会側からは、アルバイト職員が扶養控除限度額を超える年収となることを避ける事例についての報告がなされた。

(4) 一時金について、上記3点についての理事会回答の内容からして前年度並みの削減を維持することは不相当である旨を組合連合が述べ理事会側に再考を求めたところ、2、3日の再考期間を経た後第二次回答を示す旨が理事会側から述べられた。

その他、高校のクラブ活動手当が打ち切られている現状に配慮し、理事会側に再考を強く求めたほか、環境創造学部問題に関わる処分と現行規程との関係に関する説明を求めた。後者については、現行規程に基づく処分として取り扱った部分と、「処分等」として規程に抵触しない方法を採用した部分との別について説明がなされた（詳細は別稿に譲ります）。

### ■次回団交は7月第一週

一時金についての第二次回答を早々に示すことが理事会側から約され、第3回団体交渉の日程調整を早急に進める旨も約されたため、一日も早い一時金支給をめざし、理事会・組合連合双方が努力することを確認し、この日の団交は21時過ぎに終了した。

理事会側は、一時金の支給が6月中にできなくなったことについて支給対象者への説明責任を果たすべきである。昨年度、一時金支給の遅れに関する学園側のアナウンスが不適切な内容であったため、再度アナウンスをし直すという経過をたどったばかりであるが、今回の事態の収拾には、細心の注意を払い、適切かつ十分な説明が適時になされることを強く求める。

組合連合は、学園側がこれ以上の失態を重ねることのないよう猛省を促すとともに、この間に損なわれた労使の信頼関係を取りもどす道を探るべく、今後も努力します。団体交渉を学園・大学の課題についての議論を深める内実豊かな場となしうよう、双方が丁寧なコミュニケーションを重ねていけることを組合連合は心から願っています。みなさまのご理解・ご協力を改めてお願いいたします。

(文責:H.N, R.M)

## 入試手当妥結のお知らせ

### 2012 年度入学試験に関わる入試出題者手当決定

組合の要求どおりの理事会回答が得られ、妥結しました。支給日は 2012 年 3 月 16 日 (金) です。各担当者の支給額は以下のとおりです。

- 1) 大学一般入試問題作成・出題業務に携わった者
  - ① 「国語」(古文を含む)と「英語」の問題作成・出題業務に携わった者一人につき 85,000 円
  - ② 「書道」を除く他の試験科目の問題作成・出題業務に携わった者一人につき 75,000 円
  - ③ 「書道」を除く他のすべての試験科目(上記①および②)について、2年を超えて連続して問題作成・出題業務に携わった者(異なる科目の問題作成・出題に携わった者を含む)に対し、以下の追加支給を行う。
    - (ア) 3年連続の担当者は一人につき 10,000 円
    - (イ) 4年連続の担当者は一人につき 20,000 円
    - (ウ) 5年以上連続の担当者は一人につき 30,000 円
  - ④ 「書道」の問題作成・出題業務に携わった者につき 25,000 円
- 2) 大学一般入試の問題検査に携わった者一人につき 20,000 円
- 3) 大学以外の附設校入試問題の作成・出題に携わった者一人につき 11,500 円×出題数

一昨年度から採用された方式が定着し、安定した手当支給が確保できています。来年度はより早い妥結によって作題作業開始前に手当額が確定している状態をめざします。